

### 現場代理人兼務届

年 月 日

目黒区長 宛て

所在地

請負者 氏名・名称

及び代表者

下記の工事について、現場代理人の兼務を届出します。  
なお、兼務する工事については、安全管理及び工程管理に万全を期し、施工することを誓約します。

契約番号	第	号			
契約件名					
履行場所					
契約金額	¥			(税込)	
履行期間	年	月	日から	年 月 日まで	
現場代理人氏名	ふりがな				
(上記現場代理人が現在従事中の工事)					
従事 工事 1	契約番号	第	号	工事所管課	
	契約件名				
	履行場所				
	契約金額	¥			(税込)
	履行期間	年	月	日から	年 月 日まで
従事 工事 2	契約番号	第	号	工事所管課	
	契約件名				
	履行場所				
	契約金額	¥			(税込)
	履行期間	年	月	日から	年 月 日まで

(担当) 氏名

電話

## 注 意 事 項

- 1 現場代理人の常駐及び兼務の取扱いについては、「目黒区現場代理人の常駐及び兼務に関する運用基準」（平成23年4月1日付け目総契第1323号決定）を遵守のうえ、現場代理人の常駐及び兼務を行ってください。
- 2 次のいずれかの条件を満たす工事（区発注であり、かつ、現場が区内である工事）等については、3件まで現場代理人を兼務することができます。
  - (1) 下記アからオの要件すべてを満たす工事
    - ア 工事の契約金額が4,500万円未満（建築一式の場合は9,000万円未満）の工事
    - イ 常に携帯電話等で連絡が取れる、又は、当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器が確保されていること
    - ウ 発注者又は監督員が求めた場合は、工事現場に速やかに向かうなど適切な対応を行うこと
    - エ 工事現場の安全管理に支障を生じさせないこと
    - オ 設計図書等に他の工事と兼務できない旨の記載がないこと
  - (2) 単価契約に係る工事等
  - (3) 追加工事（先に契約した工事（以下「本体工事」という）の契約工期中に、同一敷地内又は近傍の範囲内で施工する本体工事に関連する新たな工事。ただし、本体工事の現場代理人が追加工事を兼務する場合に限る）
  - (4) 区民から付託を受けて区が発注する工事（私道整備工事等）